

平成 2 1 年 8 月

(総務省あて)

地方税の電子納付等の推進につきお願い

平素は、当協会ならびに会員地方銀行に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、各地方銀行は、全国 1,089 団体の地方公共団体の指定金融機関を務め、膨大な件数の地方税等を収納していますが、これらの地方税等は、原則として納付書等の書面により収納することとなっており、納税者等の負担が大きく非効率となっています。

地方銀行界では、こうした問題を解消するために、納税者の利便性向上等国民経済全体の利益の観点から、電子納付(ペイジー)やペーパーレス化(口座振替、事務処理の電子化)を進めることとし、現在、これらについて指定金融機関を中心に地方公共団体に対して全国規模での働きかけを行い、各地方公共団体との合意を得つつ納税者の利便性向上に資する施策を進めているところです。

こうした電子納付等の推進効果をより一層高めるために、地方銀行界では、電子納付にかかる指定金融機関制度の改正、 地方税へのダイレクト方式の導入、 賦課税納付書の規格・様式の法定化、 収納情報の授受の原則電子化、 口座振替の利便性向上等の制度の見直しも必要と考えております。

つきましては、これらの電子納付等の推進のために、制度改正が望ましい事項について、下記のとおり要望申しあげますので、ご対応賜りますようお願い申し上げます。

記

1．電子納付にかかる指定金融機関制度の改正

地方税の収納は、現在、地方自治法令により、各地方公共団体がそれぞれ指定金融機関、収納代理金融機関等（以下、指定金融機関という）を指定して、納入に関する書面に基づき、収納の事務を取り扱わせる制度（指定金融機関制度）となっている。このため、納税者は、各地方公共団体の指定金融機関以外では地方税の納付ができない。

地方税の電子納付については、技術的には、マルチペイメントネットワークを活用した電子納付（ペイジー）の取扱いが可能な全ての金融機関から納税者が電子納付を行うことが可能となっているが、制度的には、前述のとおり各地方公共団体の指定金融機関以外からは電子納付の取扱いができないという制約がある。このため、地方公共団体が電子納付を実施した場合でも、納税者や地方公共団体が電子納付の利便性や事務の効率化等のメリットを十分享受できない状況となっている。

電子納付を推進するためには、書面による納付を前提とした指定金融機関制度にとらわれない取扱いが必要であり、各地方公共団体における指定の有無に関わらず、電子納付（ペイジー）の取扱いが可能な全ての金融機関から納税者が地方税の電子納付を行えるよう指定金融機関制度の改正をお願いしたい。

2．地方税へのダイレクト方式の導入

国税では、本年９月から、電子申告と同時に電子納付の手続きを容易に行えるように、ペイジー「ダイレクト方式」が導入される。国民の利便性を飛躍的に向上させるためには、地方税についても国税と同時かつ簡便に電子申告や電子納付が利用できることが必要と考える。

「重点計画 2008」では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTAX）との連携を進めることとされており、地方税へのダイレクト方式の導入について早期にご検討をお願いしたい。

3．賦課税納付書の規格・様式の法定化

賦課税納付書の規格・様式については、貴省において、平成 18 年 4 月に様式統一化に関する留意通達を出状するなど対応が行われ、また、「規制改革推進のための 3 か年計画」(平成 19 年 6 月 22 日閣議決定)において、地方公共団体あてに様式例を提示することを通じて、その早期統一の実現へ向けた努力を継続するとされている。

しかしながら、その後納付書様式の早期統一に向けた有効な措置が取られておらず、納付書様式の統一化が進んでいない。当協会の調査に基づく試算では、地方税の納付書様式は、全国で約 4 万 7,000 種類にものぼると推計され、こうした状況が地方税の納付における納税者、地方公共団体および金融機関の多大な負担の要因の一つとなっていると考えている。

電子納付の推進や地方公共団体の内部事務の効率化のためには、金融機関、コンビニ等が共通で利用できる納付書の規格・様式の標準化が不可欠であり、その早期実現のためのより実効性のある対応として、納付書の規格・様式をマルチペイメントネットワーク標準帳票に準じたものとするよう法令・規則等で定めるなどのご対応をお願いしたい。

4．収納情報の授受の原則電子化

指定金融機関と地方公共団体の間の地方税等の収納情報の授受については、現在、各地方公共団体が定める財務規則などにより、書面（納入済通知書）によることとなっている。このため、日常的に、指定金融機関から地方公共団体に対し、膨大な枚数の書面を送付しており、地方公共団体、金融機関ともに事務の効率化が進まない一因となっている。

このため、上記の収納情報の授受を原則電子化し、地方公共団体に収納データを送付する場合には、書面の送付は不要とすることを法定化するようご検討いただきたい。

5．口座振替の利便性向上（税目毎の納付期限・納付回数の弾力化）

口座振替は、納税者にとって都度の納付手続きを要しない身近で便利な

方法であり、地方公共団体にとっても、期限内納付の推進、書面の削減などのメリットが大きいと考える。しかしながら、地方税法において、税目毎に納付期限や納付回数が定められていることから、納税者にとっては、

税金の納付期限と納税者の収入時期のサイクルが整合していない、毎月の支払金額が一定でない、等の理由から口座振替には利用しにくい面がある。一部の地方公共団体では、複数税目の納付を一本化することによって、毎月の納付額を平準化するなどの納付方法の見直しを行い、口座振替を推進した事例もあり、今後、こうした対応を拡大していくことが国民経済全体にとって有益と考える。納税者の利便性向上や地方公共団体の徴収率向上の観点から、各地方公共団体がより自主的かつ弾力的に納付期限・納付回数などを設定できるよう、地方税法の「特別の事情」について具体的に明示するなど、制度の改正をお願いしたい。

以 上

平成 2 1 年 8 月

(国税庁あて)

国税の電子納付の推進につきお願い

平素は、当協会ならびに会員地方銀行に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、貴庁におかれましては、国税の電子申告、電子納付の推進のために、本年 9 月からペイジー「ダイレクト方式」による電子収納を導入されますが、地方銀行界では、本方式は、納税者の利便性向上および金融機関の事務効率化に繋がることから、時宜を得た取組みと高く評価しており、その普及拡大に向けて、本方式への対応に鋭意努力しております。

しかしながら、本方式の対応には各行においてシステム開発費用に加え、外部の共同利用サービスの処理料など相当のコスト負担を要します。地方銀行界では、これまで既存の口座振替にかかる経費負担の適正化をお願いしておりますが、本方式についても納税者の利用促進に向けた措置に加えて、金融機関のコストに見合った手数料の適正化が必要と考えております。また、電子申告、電子納付の推進にあたっては、国と地方の連携が必要と考えますので、地方税についても納税者がダイレクト方式を利用して電子納付が可能となるよう貴庁から総務省に働きかけをお願いしたいと存じます。

つきましては、下記の項目を平成 22 年度予算要求の重点項目として取り上げていただきますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

記

1．国税のダイレクト方式の利用促進に向けた措置

ダイレクト方式は、税理士が中小企業等の国税の電子納付を代理で行う際の手続きが容易になるなど電子納付に適したものと考えられるが、ダイレクト方式の利用拡大のために、国税庁において、本方式の利用申込みの勧奨を積極的に進めていただきたい。また、電子申告とダイレクト方式による電子納付の利用促進のためには、納税者のインセンティブが必要と考える。こうしたことから、次の事項について検討をお願いしたい。

各地税務署等から電子申告の利用者や中小企業等の代理申告を行う税理士に対して、ダイレクト方式の利用の勧奨、働きかけを実施
個人が電子申告した場合に適用される所得税の税額控除と同様に、法人等が電子申告・電子納付(代理申告を含む)した場合の税額控除などインセンティブの付与

2．ダイレクト方式にかかる手数料等の適正化

ダイレクト方式による収納にあたっては、各取扱金融機関において、各利用者のシステム登録を行い、ベンダーが提供するダイレクト方式共同利用サービス等を利用して、国税庁のシステム等との間で電子データの処理を行う必要があり、これら処理の事務処理コスト負担を要する。さらには、貴庁からの口座振替指示に基づく即時振替のための各金融機関のシステム開発に相当のコスト負担が想定される。現在、ダイレクト方式の振替手数料は、貴庁の公募要領により1件当たり10.5円を負担いただくこととなっているが、当該手数料について、各取扱金融機関の事務処理コストに見合った適正化をお願いしたい。

また、従前の口座振替にかかる実質手数料についても、引続き取扱金融機関の口座振替の事務処理全般にかかるコストに見合った手数料の適正化をお願いしたい。

３．電子申告・電子納付に関する地方税との連携実現

国税のダイレクト方式の導入により、法人にとって国税の電子申告と同時に電子納付の手続きを容易に行えるようになるが、納税者の利便性を飛躍的に向上させるためには、国税と地方税について同時かつ簡便に電子申告や電子納付ができることが必要と考える。「重点計画 2008」では、国税電子申告・納税システム（e-Tax）と地方税ポータルシステム（eLTAX）との連携を進めることとされており、国民経済全体の利益の観点からは、地方税について早急にダイレクト方式を導入する必要がある。

貴庁においては、国税と地方税との連携実現に向けた有効な方策について検討いただくとともに、地方税へのダイレクト方式の早期導入について、総務省等関係省庁と連携して検討を進めていただきたい。

以 上

平成 21 年 8 月

(厚生労働省あて)

労働保険料の電子納付の実施等についてお願い

平素は、当協会ならびに会員地方銀行に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、国税については、電子申告、電子納付の推進のために、本年 9 月からペイジー「ダイレクト方式」による電子収納が導入されますが、地方銀行界では、労働保険料についても国民の利便性向上の観点から、本ダイレクト方式の早期導入による電子納付の推進が必要と考えております。しかしながら、労働保険料の電子申告、電子納付を推進するにあたっては、各金融機関における労働保険料の申告書の受付と回付の取扱いが阻害要因となると考えます。さらに、個別加入事業主は口座振替が利用できないことも国民の利便性を損ねているものと考えており、これらについての改善が必要と考えます。

さらに、平成 22 年 1 月から国民年金保険、社会保険の事業が貴省年金局に移管されますが、国民年金保険料、社会保険料についても納付者の利便性向上の観点から、電子納付や口座振替の一層の推進が必要と考えております。

つきましては、下記の項目を平成 22 年度予算要求の重点項目として取り上げていただきますよう、何卒よろしくお願い申しあげます。

記

1．労働保険料への電子申告・電子納付の推進

ダイレクト方式は、法人等が各省庁に対して税や料金の電子申告を行う際に同時に電子納付の手続きを容易に行えるなど利便性向上が期待できる。このため、労働保険料についても早期に同方式による電子納付を導入することが有益であると考ええる。しかしながら、現在、労働保険関係法令により、金融機関が毎年度の初回の保険料収納時に、併せて労働保険料の申告書を受付け、各地労働局に回付する事務を取扱っており、本取扱いが電子申告・電子納付の利用の阻害要因となっている。金融機関窓口での申告書の受付と回付の事務は、他省庁の申告手続きでは例がなく、顧客情報保護および電子申告の利用促進の観点からも見直しが必要と考える。

このため、労働保険料へのダイレクト方式の早期導入をご検討いただくとともに、電子申告・電子納付の推進の観点から、金融機関の申告書の回付事務を廃止し、事業主が労働局など関係機関へ直接申告する本来の取扱いへの変更についてご検討をお願いしたい。

2．個別加入事業主の預金口座振替の早期実施

「労働保険適用徴収業務の業務・システム最適化計画」(平成20年3月19日(改定))において、平成21年度に個別加入事業主の労働保険料の預金口座振替を実施するとしていることを踏まえて、労働保険事務組合に加入していない個別加入事業主の利便性向上のほか、金融機関の営業店窓口の事務負担軽減等のためにも、本施策の早期実施をお願いしたい。

3．国民年金保険料等の電子納付・口座振替の推進

平成22年1月から、国民年金保険料、社会保険料の事業が、社会保険庁から貴省に移管されるが、引続き電子納付および口座振替の推進ならびに納付者および金融機関へのインセンティブの付与等電子納付等の利用促進策の検討をお願いしたい。

以 上